

寄附金取扱規程

平成 23 年規程第 7 号

公益財団法人中山隼雄科学技術文化財団

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第5項の規定に基づき公益財団法人中山隼雄科学技術文化財団（以下「財団」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附金の種類)

第2条 財団が受け入れる寄附金の種類は次のとおりとする。

一 一般寄附金

寄付者が使途を特定せずに寄附した寄附金

二 特定寄附金

特定のプロジェクトの推進力の強化、財団の運営基盤の強化その他財団があらかじめ使途を特定して一定期間募集することにより受領する寄附金。

三 特別寄附金

前各号の他、個人又は団体から受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(受入基準)

第3条 寄附金は、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、当該寄附金の受領を辞退するものとする。

一 寄附金の受け入れにおいて、次に掲げる条件が附されているとき

- イ 寄附の対価として、寄附者に何らかの利益又は便宜を供与すること
 - ロ 寄附者が、寄附の経理について指示又は監査を行なうこと
 - ハ 寄附後に、寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること
- 二 寄附された寄附金等を、寄附者に無償で譲渡または使用させること
- ホ その他理事長が財団の運営上支障が生ずると認められる条件

二 寄附金を受け入れることにより、財団の業務の推進や名譽の維持に支障が生じると認められるときその他定款第3条に定める目的の達成にそぐわないと判断されるとき

(受入手続)

第4条 財団に寄附金を寄附しようとする者は、書面又は電磁的方法により寄附の申し込みを行なう。

- 2 財団は、寄附金の申し込みを受けたときは、第3条の基準に該当しないことを確認し、寄附金の受入を行う。
- 3 寄附金の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、払込依頼書その他寄附の受け入れに必要な書類を送付する。

(一般寄附金の募集)

第5条 財団は常時一般寄附金を募ることができるものとする。

- 2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集する。
- 3 法人の維持管理への配分額が指定されている場合には、法人の維持管理の費用に充ててなお残余があるときは公益目的事業に充当できるものとする。

(特定寄附金の募集)

第6条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金の使途その他必要な事項を説明した「募集目論見書」を作成し、理事会に提出し、承認を得なければならない。

- 2 特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金の使途を定める。この場合、適正な募集経費は募集総額の20%以下でなければならない。
- 3 特定寄附金を募集するときは、「募集目論見書」を募金の対象者に事前に交付しなければならない。ただし、ホームページにおいて「募金目論見書」を公開し、これに賛同して寄附した者に対しては事後に交付することができるものとする。

(受領書の送付)

第7条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を送付する。

- 2 受領書には、寄附の趣旨、金額及び受領年月日を記載するものとする。

(募集結果の報告)

第8条 財団は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載した報告書を寄附者に交付するものとする。

- 2 財団は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収

支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。

3 前2項の行為は、ホームページによる公告をもってこれに代えることができるものとする。

(特別寄附金)

第9条 財団は、個人又は団体による特別寄附金を受領することができる。

2 前項の寄附金について寄附者から、基本財産、基金、運転資金など繰り入れ先の指定を受けることその他資金の使途又は管理について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を得なければならない。

(情報公開等)

第10条 財団が受領した寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5号各号に定める事項について、事務所へ備え置き、閲覧の用に供するものとする。

2 寄付者に関する個人情報については、細心の注意を払ってその保護に努めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て理事長が行う。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める設立の登記をした日から施行する。